

様式第6号（第12条関係）

一般廃棄物処理業許可証

第 18 号  
令和4年4月1日

未来産業  
古谷 等 殿

常総市長 神達 岳志



令和4年3月14日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	常総市水海道橋本町3588番地6
営業所の名称	未来産業
営業区域	常総市（旧水海道市内）
業務の区分	収集・運搬
取扱廃棄物の種類	家庭系一般廃棄物（一時多量ごみに限る） 事業系一般廃棄物（粗大ごみを除く）
許可期間	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び常総市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。